

公的研究費に関する管理・監査体制図

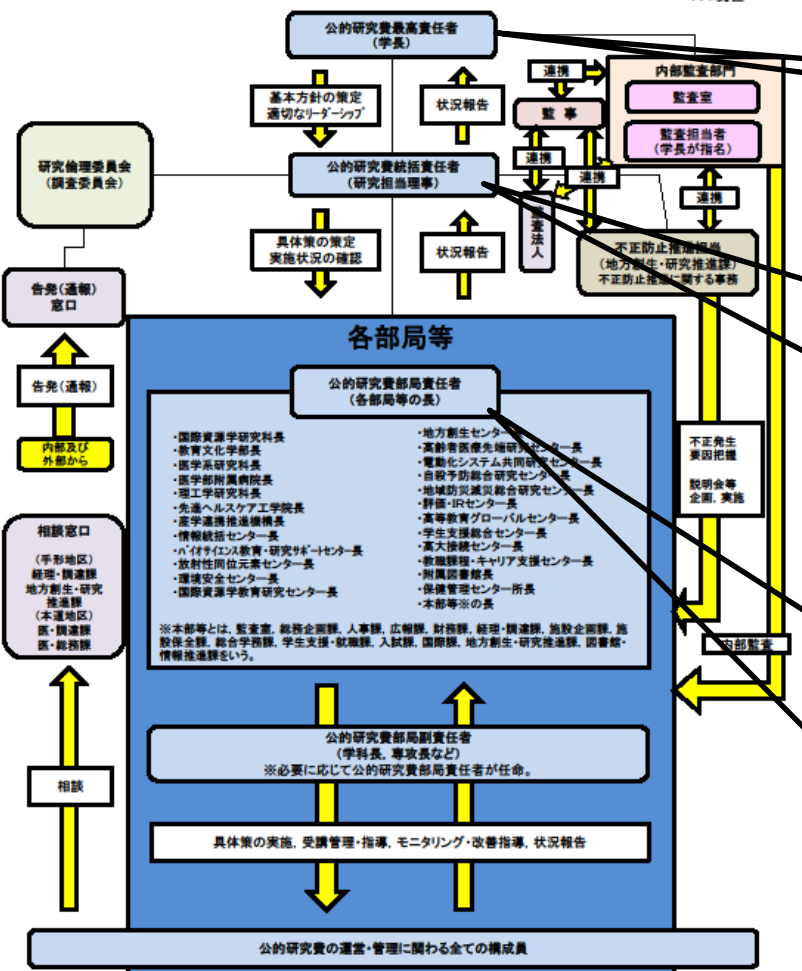
「秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程」 — 抜粋 —

(コンプライアンス教育)

第9条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、第7条第2項第2号に定めるコンプライアンス教育の受講の義務を負うものとする。

秋田大学における公的研究費に関する管理・監査体制図

R4現在



第4条

本学の公的研究費を適正に運営・管理するために公的研究費最高責任者(以下「最高責任者」という。), 公的研究費統括責任者(以下「統括責任者」という。)及び公的研究費部局責任者(以下「部局責任者」という。)を置く。

第5条

最高責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

第6条

統括責任者は、最高責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究担当理事をもって充てる。
2 統括責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告しなければならない。

第7条

部局責任者は、各部署における公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部署の長をもって充てる。
2 部局責任者は、統括責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
(1) 自己の管理監督又は指導する各部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。
(2) 不正防止を図るため、各部署内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
(3) 自己の管理監督又は指導する各部署において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。